

議案第 86 号

平成 30 年度釜石市一般会計補正予算（第 2 号）
の専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年度釜石市一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成 30 年 9 月 3 日提出

釜石市長 野 田 武 則

専 決 処 分 書

平成 30 年度釜石市一般会計補正予算（第 2 号）は、不発弾の処理に伴い、予算の補正を必要とするが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

平成 30 年 6 月 28 日

釜石市長 野 田 武 則

平成 30 年度

釜石市補正予算

平成 30 年 6 月

目 次

1. 平成 30 年度釜石市一般会計補正予算（第 2 号）	1
-------------------------------	-------	---

1. 平成 30 年度釜石市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度釜石市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度釜石市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 45,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52,735,000 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰 入 金		25,791,802	45,000	25,836,802
	1 基 金 繰 入 金	25,791,802	45,000	25,836,802
歳 入 合	計	52,690,000	45,000	52,735,000

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,933,404	45,000	5,978,404
	1 総務管理費	5,459,213	45,000	5,504,213
歳出合計			52,690,000	45,000
				52,735,000

平成 30 年度

釜石市補正予算に関する説明書

平成 30 年 6 月

目 次

- | | | |
|--------------------------------------|-------|---|
| 1. 平成 30 年度釜石市一般会計補正予算（第 2 号）に関する説明書 | | 1 |
|--------------------------------------|-------|---|

1. 平成 30 年度釜石市一般会計補正予算（第 2 号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
(歳 入)

(単位:千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 繼 入 金	25,791,802	45,000	25,836,802
歳 入 合 計	52,690,000	45,000	52,735,000

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総務費	5,933,404	45,000	5,978,404				45,000	
歳出合計	52,690,000	45,000	52,735,000				45,000	

2 歳 入

18款 繰入金

1 項 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰 入金	6,902,819	45,000	6,947,819	1. 財政調整基金繰 入金	45,000	財政調整基金繰入金 45,000
計	25,791,802	45,000	25,836,802			

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
13. 諸費	214,375	45,000	259,375				45,000	11.需用費	280	不発弾処理経費 45,000
								13.委託料	44,000	
								14.使用料及び 賃借料	720	
計	5,459,213	45,000	5,504,213				45,000			

